

該当障がい福祉サービス事業所等運営法人代表者 様

島根県健康福祉部障がい福祉課長

(公 印 省 略)

令和 4 年度島根県障がい福祉分野の ICT 導入支援事業費補助金
交付要綱に基づく消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告
について (通知)

平素から、障がい福祉サービス施設・事業所の適切な運営にご尽力いただき、厚く
御礼申し上げます。

さて、令和 4 年度に実施した島根県障がい福祉サービス事業者等における ICT 導入
支援事業費補助金について、その交付を受けた場合は「島根県障がい福祉分野の ICT
導入支援事業費補助金交付要綱」第 6 条第 4 号の規定に基づき、消費税及び地方消費
税の仕入控除税額の報告を行っていただく必要があります。

このたび、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の作成について、別添
のとおり参考資料をホームページに掲載しましたので、内容を御確認の上、**「消費税
及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」及び添付資料**を下記により提出していただ
きますようお願いいたします。

記

<提出期限>

- 1 仕入控除税額が既に確定している場合 (仕入控除税額が 0 円の場合も含む。)

提出期限 : 令和6年2月29日(木)

(メール、FAX又は郵送により提出してください。)

- 2 仕入控除税額が未確定の場合又は期限までに提出できない場合

確定申告時期と提出予定時期をメール又はFAXにてお知らせください。

<提出書類>

提出書類等は以下のページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/jigyousya/ictdounyuu-sienn.html>

トップ > 医療・福祉 > 福祉 > 障がい者福祉 > 事業者向け > 28 障害福祉分野の I C T 導入事業 ・障がい福祉分野の I C T 導入事業 (※募集終了)

<問い合わせ先>

島根県健康福祉部

障がい福祉課サービス育成係 / 計画推進係 電話 0852-22-5723 / 6526

仕入控除税額報告書についてのお問い合わせは、メール又は F A X でお願ひします。

メール : syougai@pref.shimane.lg.jp

F A X : 0 8 5 2 - 2 2 - 6 6 8 7

(別添の質問(連絡)票を使用してください。)